

狩猟免状交付方法の希望について

次のいずれかの方法により、狩猟免状を交付します。黒枠内を記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

記載にあたりご不明な点については、申請先の各環境森林事務所または矢板森林管理事務所にお問い合わせください。

1 窓口交付

- 所管事務所担当課の窓口において交付します。
- 申請書等受領後、免状の受取可能期間をお知らせします。
- 運転免許証など、本人であることを証明するものをご持参ください。
- 都合によりこの期間に来庁できない場合は、その旨、所管事務所担当課まで連絡してください。

2 郵送による交付

- 所管事務所担当課より郵送にて交付します。
- 再交付申請・住所変更届提出の際、受取人の住所・氏名を記入した返信用封筒（角2号）に切手（料金は下表参照）を添付し提出してください。

郵送方法と切手の料金

郵送方法	切手の料金	備考
普通郵便	—	切手の添付は不要です
特定記録	280円	定形外郵便物（50gまで）+ 特定記録
簡易書留	470円	定形外郵便物（50gまで）+ 簡易書留

※狩猟免状には個人情報が含まれるため、特定記録あるいは簡易書留とすることを推奨いたします。

私は、（ 窓口 ・ 普通郵便 ・ 簡易書留 ・ 特定記録 ）による交付を希望します。

※希望する交付方法に丸をつけてください

申請者住所 _____

申請者氏名 _____